## 陳 情 文 書 表

受理番号	陳 情 第 73 号
件名	新型コロナワクチンの接種後被害救済制度の積極周知と、申請にか かる費用の支援を求めることについて
岁	新型コロナワクチン接種により、多くの人が接種後の副反応と考えられる症状を発症しており、被害救済制度への申請数は日々増加している。新潟県においても、2024年5月30日現在、175件の申請がある(新潟県から情報提供された資料による)。しかし、この申請件数は氷山の一角である。このことは、厚生労働省がワクチンのリスク検知を目的として行っている副反応疑い報告数との重複の少なさや、新型コロナワクチン後遺症患者の会が行ったアンケート調査(リンク先を別紙①に記載)の結果からも明らかである。 例えば、新潟県、新潟市から情報提供された内容によれば、2024年5月27日時点で、副反応疑い報告制度に273件が報告され、接種後救済制度には175件の申請があり、それぞれ死亡件数は26件と24件であった。しかし、両方の制度にまたがって報告、申請されている件数は全体では49件、死亡では僅か4件にすざない。新潟市においても、71件の副反応疑い報告と65件の接種後被害申請があるが、両制度に報告、申請されている件数は11件であり、新型コロナワクチン接種の副反応で被害を被った多くの市民が、接種後被害救済申請にたどり着いていない。さらに、アンケート調査結果(別紙①)から、次のような、被害者が申請を諦める大きな要因があることが読み取れる。それは、本被害救済制度自体を知らない、または知っていても申請手続が分からない。申請にかかる費用や時間を考えて諦めてしまうということである。
付 年月日 委員会	第1項 令和6年6月24日
受 理	令和6年6月6日 第134号

本ワクチンは、中・長期的副反応が不明なまま、行政が非常に積極的に接種を勧めたという経緯がある。したがって、接種を推進、推奨した自治体には、接種を推奨したのと同様に、積極的に副反応を被った市民を接種後被害救済制度につなげる義務があると考える。しかし、実態として、本制度を知る市民は少なく、また、知っていたとしても、申請に当たってどのような手続が必要か分からないことが多い。さらに、本申請には、医療機関からのカルテ開示が必要とされるが、医療機関によっては開示に積極的でなかったり、高額な文書料が必要となったりすることもある。このような理由により、その多くが申請されていない。

このような状況を踏まえ、ワクチン接種後の副反応について、これまで、どのような症状が、副反応疑い報告制度や、接種後被害救済制度に報告されているかの実例を挙げて、分かりやすく示したチラシと、接種後副反応制度とその申請方法など、本制度に関して分かりやすく示したチラシを市民一人ひとりに送付して、これまで以上に積極的に制度の周知を進めること。並びに、国の救済制度認定の可否は問わず、申請者に見舞金を支給するなど、被害者に寄り添った支援を行うことを求め、下記のとおり陳情いたします。

記

- 1 新潟市の新型コロナ感染症ワクチン接種者全員に、新型コロナワクチン接種後に生じる副反応(疑いも含めて)にはどのようなものがあるのかを分かりやすく記した書類を送付すること。
- 2 新潟市の新型コロナ感染症ワクチン接種者全員に、新型コロナワクチン接種後の副反応に対する接種後被害救済制度とはどのようなものか、また、その申請方法を分かりやすく記した書類を送付すること。
- 3 新型コロナ感染症ワクチン接種後の副反応に対する接種後被 害救済制度に申請した人に対する支援制度を整備すること。